

廿日市市民間提案制度 募集要項

令和2年10月15日

経営企画部行政経営改革推進課

ちょうどいい、みつけた。

廿日市市

はつかいちし

目次

第1	はじめに	1
1	募集要項の位置付け	1
2	民間提案制度の概要	1
3	民間提案制度導入の趣旨	1
第2	提案の募集	2
1	提案募集の対象	2
2	参加資格要件	2
3	手続きの概要	4
4	対話の実施	5
5	提案書の受付	6
6	提案審査	7
7	留意事項	8
第3	提案の事業化	9
1	事業化に向けた詳細協議	9
2	契約の締結	9
3	事業の実施・評価	9
第4	受付窓口	10

第1 はじめに

1 募集要項の位置付け

この募集要項は、廿日市市（以下「市」という。）が民間提案制度により事業を実施する事業者を選定するために必要な事項を定めたものです。

2 民間提案制度の概要

この民間提案制度は、民間事業者の主体的な発意による市民サービス向上や業務効率化の提案を、随意契約を前提として公募する制度です。

採択された提案は、その内容を市と民間事業者で詳細協議を経た後、契約締結を行い事業化します。

3 民間提案制度導入の趣旨

これまで市では様々な事業に公民連携手法を取り入れてきましたが、人口減少や少子高齢化、公共施設の老朽化など、これからますます多様化、複雑化していく行政課題に対応し、良質で持続可能な行政サービスを提供していくためには、民間事業者とより一層連携していく必要があると考えています。

そこで、行政サービスの向上や業務効率化、財政負担の軽減などを実現するため、事業スキーム構築の段階から民間事業者のアイデアやノウハウを取り入れることのできる、民間提案を受け付ける制度を設けることとしました。

本制度においては、市民や行政だけでなく民間事業者にもメリットのあるものとするため、採用された提案は、随意契約を前提とした公募としています。

民間事業者の皆様におかれましては、本募集要項をご確認の上、その優れたノウハウを以てぜひご提案ください。

第2 提案の募集

1 提案募集の対象

(1) 対象となる提案

本市のまちづくり・環境・福祉・産業・教育・行財政運営等のすべての行政分野における事務事業等のうち、次の条件をすべて満たす提案が対象です。

- ア 市民サービス向上や行財政運営の効率性向上が期待される提案
- イ 独自の発想や工夫に基づく付加価値があり、随意契約が可能な提案
- ウ 本市の施設や資産、資源、サービスなどを活用する提案
- エ 民間主導による、原則として本市に新たな財政負担や大きな業務負担を生じさせない提案（ただし、数年後に投資回収できる提案や、行政補助が入ることでの後のリターンが大きくなるような提案は受け付けます。）

(2) 対象とならない提案

- ア 市民サービスの向上を伴わない、単なる事業廃止や価格引き下げのみの提案
- イ 現に市が主体的に改善等を行おうとしている事業等に対する提案
- ウ 市や第三者が企画を実現することを求めるだけの提案
- エ 公民連携手法を導入済みまたは導入予定の事業等で、単に事業実施者となろうとするのみの提案
- オ 法令や市の方針等により市が直接実施する事業等に対する提案

2 参加資格要件

(1) 参加者の定義

民間提案に参加できる者（以下「参加者」という。）は、企業等の民間事業者、大学等の研究機関、NPO法人等の市民活動団体など自ら提案事業を行う団体とし、個人からの提案は受け付けません。グループで参加する場合は、参加表明時に1者を代表者として選出した上で、参加者の構成をすべて明らかにし、各々の役割分担を明確にしてください。その場合は代表者がグループを代表して参加手続きを行うものとします。

(2) 参加資格要件

参加者は、次の要件をすべて満たす者とします。

- ア 提案内容を確実に実施できる能力や資格、意欲を有する者であること。
- イ 地方自治法施行令第167条の4の規定に該当する者でないこと。
- ウ 消費税、地方消費税及び廿日市市税を滞納している者でないこと。
- エ 会社更生法に基づき更生手続開始の申し立てがなされている者、民事再生法に基づき再生手続開始の申し立てがなされている者（開始の決定がなされた者を除く。）又は銀行取引停止になっている者等、経営状況が著しく不健全であると認められないこと。
- オ 暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号）第2条に規定する

暴力団又は市暴力団排除条例に該当する者でないこと。なお、本事項の確認のため、市は警察当局に照会を行います。

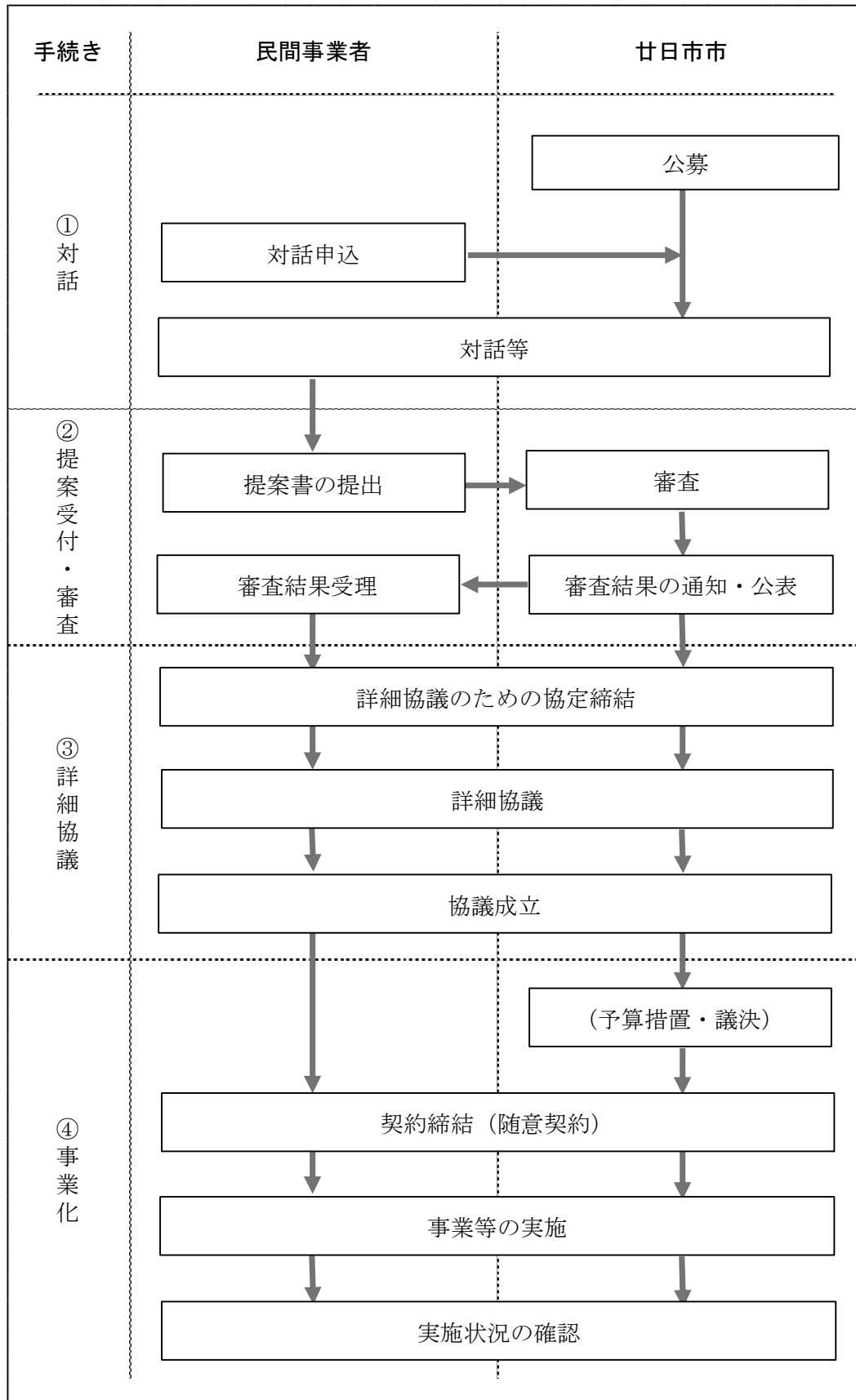
カ 廿日市市競争入札資格者指名除外措置要綱（以下「措置要綱」という。）に基づく競争入札参加停止、競争入札参加資格取消及び排除措置を受けている者でないこと、又は措置要綱に規定する措置要件に該当している者でないこと。

キ 社会通念を逸脱する行為等により、市の事業を実施することが不適切であると認められる者でないこと。

ク 宗教活動又は政治活動を主たる目的としている者でないこと。

3 手続きの概要

(1) 手続きフロー



(2) 公募スケジュール

内容	日程
募集要項等の公表	令和2年10月15日(木)
対話の受付	令和2年10月15日(木) ～令和2年12月4日(金)
対話の実施	令和2年10月26日(月) ～令和2年12月11日(金)
提案書の受付期間	令和2年12月14日(月) ～令和2年12月23日(水)
提案審査	令和3年1月～
審査結果の通知、公表	令和3年1月末以降
協定書の締結、詳細協議開始	令和3年2月
契約の締結	詳細協議が整ったのち

(3) 各種様式

本制度にかかる様式や参考資料等は、市ホームページからダウンロードしてください。

4 対話の実施

(1) 概要

提案を検討している者と意思疎通を図ることで、具体的な提案内容の検討や、市の方針により近い提案をしてもらうことを目的として、次のとおり対話を実施します。

(2) 申込み期間

令和2年10月15日(木)～令和2年12月4日(金)

(3) 実施期間

令和2年10月26日(月)～令和2年12月11日(金)

(4) 申込み方法

ア 別紙「様式1 対話参加申込書」に必要事項を記入の上、「第4 受付窓口」にメールで提出してください。

イ メールの件名は、「【民間提案制度】対話申込み ○○○(事業者名)」としてください。

(5) 留意事項

ア 対話においては、市に提案書を提出する必要はありません。

イ 対話は市と参加者で個別に非公開で行います。対話参加者のアイデア及びノウハウは保護の上、厳重に管理します。

ウ 対話において、市が主体的にアイデアを出すことはありません。

エ 対話への参加の有無は提案審査に影響しません。

オ 申込み件数等の対話の状況を市ホームページで公表する予定です。なお、事業者名や対話内容

等の情報は公表しません。

(6) 施設等への見学

提案を予定している施設等への見学を希望する場合は、「第4 受付窓口」にご連絡ください。

5 提案書の受付

(1) 提出方法

別紙「様式2 参加申込書兼誓約書（添付書類含む。）」、「様式3 役員等一覧」及び「様式4 提案書」に必要な事項を記入の上、「第4 受付窓口」に直接持参又は郵送で提出してください。

なお、「提案書」はメールにてWord形式およびPDF形式で提出してください。

提出書類
様式2 参加申込書兼誓約書
(様式2の添付書類) ① 廿日市市税の滞納のない旨の証明書 ② 消費税及び地方消費税の納税証明書又は滞納のない旨の証明書 ③ 参加者の概要などがわかるもの（パンフレット等 10部）
様式3 役員等一覧
様式4 提案書（※ Word形式およびPDF形式をメールでも提出）

(2) 受付期間

令和2年12月14日（月）～令和2年12月23日（水）

ア 持参の場合は、上記期間の閉庁日を除く9～12時、13～17時とします。

イ 郵送の場合は、令和2年12月23日（水）必着とします。封筒に「民間提案制度にかかる提案書類在中」と記載してください。

(3) 提案書類の取扱い

ア 提案書類の著作権は、参加者に帰属するものとします。

イ 本事業に係る情報公開請求があった場合には、廿日市市情報公開条例（平成12年条例第1号）に基づき、参加者の承諾を得ずに提案書類を公開することがありますが、公にすることにより、法人等の権利、競争上の地位その他正当な利益を害するおそれがあると認めるに足りる合理的な理由がある情報は、同条例第7条第3号の規定により非公開とします。

ウ 提案内容に含まれる特許権、実用新案権、意匠権、商標権等の日本国及び日本国以外の国の法令に基づき保護される第三者の権利の対象となっている意匠、デザイン、設計、施工方法、工事材料、維持管理方法等を使用した結果生じる責任は、参加者が負うものとします。

エ 提案書類は、民間提案制度にかかる審査以外の目的で使用しません。ただし、次の場合には、市と参加者の事前の協議の上、提案書類の全部又は一部を使用できるものとします。

(ア) 選定過程等の説明を目的とする場合

(イ) その他、市が公表等を必要と認める場合（選定された提案書類に限ります。）

オ 提出された書類は、一切返却しません。

6 提案審査

(1) 参加資格要件審査の内容

提出された書類に基づき、「第2-1 提案募集の対象」及び「第2-2 参加資格要件」に規定する内容を満たしているかを事務局において書類審査します。双方の要件を満たしている提案を有効提案とし、審査委員会に諮ります。

(2) 審査委員会による審査

ア 上記「(1) 参加資格要件審査」において有効提案とされた提案内容について、「廿日市市民間提案制度にかかる提案審査委員会」において審査し、採否を決定します。

イ 提案の審査にあたっては、必要に応じて、提案者（有効提案を提出した者をいう。以下同じ。）に対し、提案内容のヒアリング等を実施します。ヒアリングを実施する場合には、詳細を別途通知します。

ウ 提案の採用は、市との事業化に向けた詳細協議を行うことを決めるもので、事業化を決定するものではありません。

エ 事業化に適さないと判断した提案、現時点では実現が困難な提案、民間提案制度によって事業者を選出することが不適当と判断した提案等を不採用とします。

【審査委員会の構成】

委員長	経営企画部の事務を担当する副市長
副委員長	他の副市長
委員	総務部長
	経営企画部長
	事業関係部長

※ 提案内容により、委員を追加する場合があります。

(3) 審査項目

審査委員会においては次の項目に着目し、審査を行います。次の項目に1つでも不可がある場合、提案は採択されません。

	項目	内容	基準
1	独自性	独自の発想や工夫に基づく付加価値があり、知的財産にするにふさわしい随意契約が可能な提案であるか。	可 ・ 不可
2	効果性	市民サービスや行財政運営の効率性の向上が期待できる提案であるか。	良 ・ 可 ・ 不可
3	公益性	単に収益だけを求めるのではなく、公共性や地域性の視点をもった提案であるか。	良 ・ 可 ・ 不可
4	実現性	提案内容や収支計画に無理がなく、市に大きな業務負担のかからない、事業化の実現可能性や継続性が高い提案であるか。	良 ・ 可 ・ 不可

(4) 審査結果の通知・公表

- ア 提案審査の結果は、審査後速やかに、提案者に文書で通知します。
- イ 提案の件数や提案審査の結果を、市ホームページで公表します。
- ウ 採用された提案については「提案の名称・提案者名・提案概要」を公表します。

(5) その他

審査結果に対する異議の申し立ては一切受け付けません。

7 留意事項

- (1) 提案にかかるすべての費用は、参加者が負担するものとします。
- (2) 提案においては、各法令等を遵守してください。
- (3) 市が提供する資料や情報等を、本提案への参加以外の目的で使用したことにより生じる責任は、すべて参加者が負うものとします。

第3 提案の事業化

1 事業化に向けた詳細協議

(1) 協定書の締結

- ア 市と提案内容が採用された者（以下、「交渉権者」という。）は、提案内容の事業化に向けて、誠実に協議することについて、協定書を締結します。
- イ 協定書の締結までに、交渉権者が参加資格要件を満たさなくなった場合には、協定書を締結しないことがあります。

(2) 詳細協議

- ア 協定の締結後、市と交渉権者は、提案内容の事業化に向けた詳細協議を実施します。
- イ 協議にかかる費用のうち、市に生じた費用は市が、交渉権者に生じた費用は交渉権者が負担するものとします。
- ウ 協議の結果、合意に至らなかった場合は、提案は事業化されず、協定を解除します。その場合、交渉権者が協議に要した費用やリスク等について市は責任を負いません。
- エ 本制度は解除条件付きの制度であり、交渉権者と協議が設立した場合においても、当該事業にかかる予算案の議会での非承認や、社会情勢の急変等の事由が生じた場合には、提案は事業化されません。ただし、その事由が解消したときは、交渉権者と協議の上、事業化を図ります。
- オ 協議の結果は、市ホームページで公表します。
- カ 協議の成立後、市の事業として立案した書類の著作権は市に帰属し、情報公開請求等があった場合には、廿日市市情報公開条例第7条第3号の規定により非公開とできる部分を除き、原則公開します。

2 契約の締結

- (1) 上記「1 事業化に向けた詳細協議」が成立し、事業の実施にかかる予算を確保した場合には、市と交渉権者の間で契約を締結します。
- (2) 契約の締結までに、交渉権者が参加資格要件を満たさなくなった場合には、契約を締結しないことがあります。
- (3) 当該契約の内容が議会の議決に付すべき契約及び財産の取得又は処分に関する条例（昭和39年条例第6号）に該当する場合は、仮契約を締結し、廿日市市議会の議決を得た場合に本契約となります。

3 事業の実施・評価

- (1) 市が事業が適正に実施されているかを確認するためのモニタリング調査について、事業者は協力することとします。
- (2) 事業者は、提案内容が適正に実施できているかのセルフモニタリングを定期的に行い、市に報告することとします。

第4 受付窓口

場所 廿日市市経営企画部行政経営改革推進課 (担当：酒屋、上田)

住所 〒738-8501 広島県廿日市市下平良1丁目11番1号

電話 0829-30-9127

FAX 0829-32-1059

E-mail gyokaku@city.hatsukaichi.lg.jp

廿日市市ホームページアドレス

<http://www.city.hatsukaichi.hiroshima.jp/>

